

林業木材製造業労働災害防止協会 岐阜県支部
支部長 浅野 一行 殿

労働災害減少へ向けた緊急要請

岐阜県内における昨年(令和3年)の労働災害の発生状況は、死亡者数が 26 人で一昨年(平成2年)と比較して 15 人と大幅に増加し、休業4日以上の死傷災害についても 2,535 人で一昨年と比較して 385 人増加し、いずれも 20 年前の労働災害発生水準になっています。

また、本年3月末現在の労働災害の発生状況は、死亡災害が3人で昨年同時期と比較して2人減少していますが、休業4日以上の死傷災害は、544 人で昨年同時期と比較して 19 人増加するなど、労働災害の増加に歯止めがかからない極めて憂慮すべき状況となっています。

本年度は、第 13 次労働災害防止推進計画(期間平成 30 年から令和4年まで。以下「13 次防」という。)の最終の取組年度であり、労働災害減少目標は、①死亡災害を累計で前計画期間中の 15% 減の 78 人以下、年間発生数で平成 29 年の 15% 減の 16 人以下にする。②休業4日以上の死傷者数は、前計画期間中の 5% 減の 1,900 人以下にすることとしていますが、休業4日以上の死傷者数に係る目標、達成は、近年の発生状況に鑑みると大変厳しい状況にあります。

労働災害の状況を見ると墜落、転落などの労働災害が依然として多く発生し、また転倒災害等の行動災害も多く、60 歳以上の高年齢労働者による労働災害も多発しています。

このため、13 次防の目標の達成に向け県内の事業場における労働災害を減少に転じさせるために、貴団体におかれましても傘下の会員事業場等に対して、以下の取組を速やかに徹底させ、労働災害防止に向けて取組を一層強化していただきますよう要請いたします。

なお、取組状況を別紙により7月 10 日までに当局健康安全課あてに御報告ください。

- 1 経営トップによる職場パトロールを実施すること。
- 2 「墜落、転落」、「はざまれ、巻き込まれ」防止措置などの安全対策を確実に実施すること。
- 3 STOP! 転倒災害、エイジフレンドリーガイドラインを積極的に取り組むこと。
- 4 機械設備の修理、点検等非定常作業を含めた安全作業マニュアルを確認し、マニュアルに沿った作業の実施を徹底すること。
- 5 雇入れ時、作業転換時の労働者に対する安全教育を確実に実施すること。

令和4年5月 16 日

岐阜労働局長

